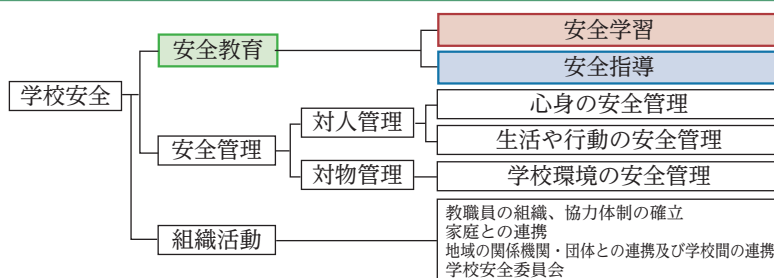


## 1 学校における安全教育と安全教育プログラム

### 1 学校安全の構造

学校安全は、「安全教育」と「安全管理」、そして両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」の三つの主要な活動から構成されている。

これらの活動を、組織的・計画的に行うために、学校保健安全法第27条により学校安全計画を策定し、実施することが義務付けられている。



※文部科学省では「安全教育」を「安全学習」、「安全指導」と分けて、一本化しているが、東京都教育委員会はこれまで「安全学習」と「安全指導」を両輪として内容の充実を図ってきた経緯等を踏まえ、引き続き、このとおり分類する。

#### 〈学校保健安全法 第27条 学校安全計画の策定等〉

「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」

#### (1) 安全教育

安全教育は、「安全学習」と「安全指導」の二つの側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われる。

安全教育		
安全学習	安全指導	
教科等における安全学習	日常的な安全指導 (朝・帰りの会、給食の時間等)	定期的な安全指導 (避難訓練、交通安全教室等)
安全に関する基礎的・基本的事項を理解し、思考力・判断力を高めることで、安全について適切な意思決定ができるようにすることをねらいとする。	当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に引き上げ、安全の保持・増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指すことをねらいとする。	

(P.16 「5 安全教育の確実な実施のために」参照)

#### (2) 安全管理

安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童・生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故・災害が発生した場合には、適切な応急処置や安全措置ができるような体制を確立して、児童・生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。



安全管理は、児童・生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる対人管理と学校の環境管理である対物管理から構成される。安全管理は、教職員が中心となって行われるものであるが、安全に配慮しつつ、児童・生徒等が危険な状況を知らせたり簡単な安全点検に関わったりするなど、児童・生徒等に関与、参画させることは安全教育の視点からも重要である。

#### (3) 組織活動

安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修、教職員の協力体制や家庭及び地域社会への連携を深めながら、「組織活動」を円滑に進めることが重要である。



## 2 「安全教育プログラム」の意義と特徴



「安全教育プログラム」は、都内全ての児童・生徒等が、生涯にわたって自身の安全を守るとともに他者や社会の安全に貢献できることを目指し、都内全ての公立学校が推進すべき安全教育の基本的指導事項、指導内容、指導方法等を示した指導資料である。

### (1) 「安全教育プログラム」の意義

かつて、各学校においては、「安全教育」の範囲が多岐にわたり、かつ個別的であるため、事例に基づいて行う応急的・緊急的な「安全指導」にならざるを得なかったという実態があった。事件・事故が発生したとき、緊急に各学校で一斉に児童・生徒等に対して注意喚起をすることは、学校における「安全教育」において大変重要である。

しかし、「安全教育」で身に付ける能力は、「応急的・緊急的な安全指導」だけで身に付くものではない。都内全ての児童・生徒等に、自らが危険を予測し、回避する能力や地域社会の安全に役立つとする力を身に付けさせるには、都内全ての公立学校が、組織的・計画的に安全教育の3領域である「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の各領域について特定の領域に偏ることなく取り組み、バランスよく安全教育を推進することが不可欠である。

「安全教育プログラム」は、そのための考え方や計画等を示したものである。

#### 「安全教育プログラム」で

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| ① 都内全ての公立学校 | ③ 全ての教職員が参画       |
| ② 年間を通じて    | ④ 安全教育の3領域をバランスよく |

安全教育を推進する。

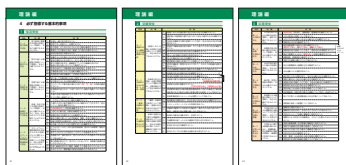
### (2) 「安全教育プログラム」の特徴

安全教育を実施できる授業時数に限りがある中、都内全ての公立学校が、年間を通じて、全ての教職員が参画して、安全教育を推進するため、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の三つの領域に取り組むことができるよう「安全教育プログラム」は、以下の三つの特徴をもつ。

#### 特徴1

##### 必ず指導する基本的事項

学校が何を指導しなければならないのかを安全3領域それぞれについて明確に示す。



P.10 P.12 P.14

(→ P.10 ~)

#### 特徴2

##### 効果的な指導方法

限りある時間の中で、必ず指導する基本的事項を確実に身に付けさせるために安全教育を行う機会(場・時間)を示す。

**安全学習**  
(教科等における安全学習)  
安全を守る行動をじっくり考えさせ深め、追究させる。

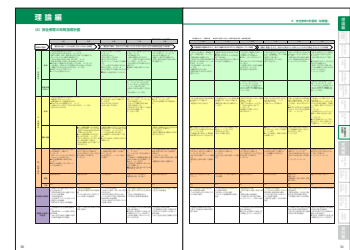
**安全指導**  
(日常的・定期的な安全指導)  
指導を繰り返し、確実な定着を図る。

(→ P.16)

#### 特徴3

##### 年間指導計画

必ず指導する基本的事項を、年間を通して組織的・計画的に指導するための年間指導計画例を具体的に示す。



(→ P.22 ~)